

令和7年度における各部会の審議内容

○里親部会

○子供権利擁護部会

○児童虐待死亡事例等検証部会

○保育部会

○保育所等子供権利擁護部会

里親部会 審議内容（令和7年度）

1 開催回数（過去5年）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	合計
開催回数	6	6	6	6	6	30

2 審議件数（過去5年）

年度	諮問件数					審議結果														
						適格数					不適格数					再調査数				
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
3年度	47	39	0	6	92	47	39	0	6	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	106	106	0	3	215	105	105	0	3	213	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
5年度	56	76	3	1	136	54	75	3	1	133	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2
6年度	53	57	1	3	114	52	55	1	3	111	1	1	0	0	2	0	1	0	0	1
7年度	45	38	3	3	89	45	38	3	3	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	307	316	7	16	646	303	312	7	16	638	1	2	0	0	3	3	2	0	0	5

※養育＝養育家庭、縁組＝養子縁組里親、専門＝専門養育家庭、親族＝親族里親

子供権利擁護部会 審議内容（令和7年度）

1 開催回数（過去5年）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	計
開催回数	12	12	13	12	12	61

2 審議件数（過去5年）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	計
（1）児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例	38	39	27	47	40	191
（2）児童相談所長が必要と認める事例	7	11	8	13	4	43
（3）緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例	2	2	0	0	0	4
（4）子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例	0	0	0	0	0	0
（5）その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など）	0	0	0	1	0	1
計	47	52	35	61	44	239

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（過去5年）

年度	受理	調査済み	虐待該当	虐待該当内訳			
				社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等	障害児施設等
3年度	51	48	30	21	4	1	2
4年度	48	48	27	19	0	0	8
5年度	35	35	21	17	1	1	2
6年度	42	38	22	17	1	1	3
7年度	54	4	4	4	0	0	0

*調査済みの件数は、令和8年6月1日現在

4 里親養育専門相談事業の対応件数（過去5年）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	計
(1) 専門相談員が調査や調整を行い、相談を終結して結果を部会に報告した事例	2	3	3	0	4	12
(2) 専門相談員による調整が困難で、部会で審議した事例	0	1	0	0	0	1

※令和3年度から制度開始。

5 子供本人申立て制度の対応件数（過去2年）

年度	R6	R7	計
件数	1	1	2

※令和6年度から制度開始。

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	計
開催回数	8	7	9	8	5	37
ヒアリング等を実施した関係機関数	11	18	18 (5)	16	6	—

()は事務局ヒアリング実施機関で内数

2 審議内容

<令和3年度検証>

- 令和2年度中に発生した重大な児童虐待8事例を検証。
- すべての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち3事例は部会による検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R4.10.31)

<令和4年度検証>

- 令和3年度中に発生した重大な児童虐待14事例を検証。
- すべての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち4事例は部会による検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R5.11.9)

<令和5年度検証>

- 令和4年度中に発生した重大な児童虐待14事例を検証。
- すべての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち4事例は部会による検証。
1事例は事務局がヒアリングを行い、部会で検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(台東区内発生事例)」(R7.1.28)
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R7.4.30)

<令和6年度検証>

- 令和5年度中に発生した重大な児童虐待10事例を検証。
- すべての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち1事例は部会による検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R7.12.24) ※別紙【概要版】参照

<令和7年度検証>

- 令和6年度中に発生した重大な児童虐待5事例を検証中。

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

－令和6年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書－

1 検証対象事例及び検証方法

東京都において発生した重大な児童虐待で、令和5年度中に発生した重大な事例等10事例について、総体的な分析・検証を行った。

そのうち1事例について、関係機関に対し、詳細な経過等のヒアリング・調査を行い、事例から明らかになった課題等に関して、検証部会において改善策を検討した。

2 提言の内容

(1) 調査票による分析・検証結果（10事例）

- 子どもの年齢は、0歳児が7事例で半数以上を占めている。
- 10事例のうち、きょうだいの児童相談所等への通告歴が4事例あり、そのうち2事例は0歳児の事例であった。
- 虐待や養育困難等できょうだいに関係機関の関与がある家庭においては、新たな子どもの出生によって負担やリスクが非常に高まるため、出産前から特定妊婦として支援を行い、家庭での養育が可能かどうかのアセスメントを慎重に行うべきである。

(2) 詳細な調査・ヒアリングによる検証（1事例）

①内容

特定妊婦である母が医療機関の入院指示を拒否、関係機関が連絡を取れないまま、一人で自宅出産していたため本児を一時保護。家庭復帰後、養育支援ヘルパー等により支援を行っていたが、母から本児の反応がないと救急要請。本児は急性硬膜下血腫で一命はとりとめたが、障害が残る可能性あり。原因は不明。

②主な改善策

- ・ 特定妊婦の対応困難事例については、早い段階で関係機関が児童相談所と情報共有を行い、連携して母子の安全を確保する必要がある。
- ・ 一時保護解除の判断に当たって、児童相談所は関係機関との協議を徹底し、関係機関が不安やリスクを感じている場合には、家庭復帰後の十分な支援策を検討することや、状況によっては一時保護解除の時期を見直すことが必要である。
- ・ 行政機関に対して拒否的で、自ら困りごとを相談しない保護者に対しては、ニーズを汲み取り、個別の状況に合わせた、きめ細かなアプローチ方法を検討するなどして、信頼関係を構築していくことが必要である。

3 提言を踏まえた都の対応

- 特定妊婦に係る情報が児童相談所と区市町村で共有できるよう、「東京ルール*」について見直しを行う。
 - * 区市町村の子供家庭支援センターと児童相談所との間における連携・協働のための基本ルール
- 国制度のこども家庭センターにおける児童相談部門と母子保健部門が連携した虐待の未然防止の取組支援を強化していく。
- 不安や悩みを抱く妊産婦を対象とした広報活動・普及啓発を実施していく。
- 本事例を踏まえたケースワークを行うため、本報告書を用いた研修を実施するとともに、様々な会議体で共有していく。

保育部会 審議内容 (令和7年度)

1 開催回数 (過去5年)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	合計
開催回数	14	14	8	8	8	52

2 審議件数 (過去5年)

■保育所認可

		R3				R4				R5				R6				R7			
		諮問	答申			諮問	答申			諮問	答申			諮問	答申			諮問	答申		
			適	保留	否		適	保留	否		適	保留	否		適	保留	否		適	保留	否
保育所認可	計画承認	88	87	1	0	63	62	1	0	33	33	0	0	17	17	0	0	33	33	0	0
	設置認可	94	94	0	0	54	54	0	0	41	41	0	0	21	21	0	0	25	25	0	0

■保育所に対する事業停止命令

	R3	R4	R5	R6	R7
諮問 答申	なし	なし	なし	なし	なし

■認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令

	R3	R4	R5	R6	R7
諮問 答申	なし	なし	なし	諮問1件 答申1件	なし

保育所等子供権利擁護部会 報告内容（令和7年度）

令和7年10月の児童福祉法等改正を踏まえ、「保育所等の職員による虐待通報等」に関する都の措置等について、報告した。

1 開催回数（令和7年10月から令和8年3月まで）

年度	R7	計
開催回数	5	5

2 被措置児童等虐待の状況報告件数（令和7年10月から令和8年3月まで）

年度	通報件数 ※	要対応件数 ※	調査済み	虐待状況			備考
				虐待 該当	虐待 非該当	虐待 判断不可	
7年度	165	126	12	4	8	0	要対応件数のうち114件は事実確認を継続中である。
▽ 虐待該当内訳							
	保育所	幼保連携型 認定こども園	一時預かり 事業	病児保育 事業	認可外 保育施設	認証 保育所	児童館
	3	0	0	0	1	0	0

* 同じ案件について複数通報・相談があった場合、「通報件数」はそれぞれ1件として計上し、「要対応件数」は1件として計上している。